

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査(2018年度) 回答一覧1/4（横浜市～三浦市_1/2）（表中の※印については欄外の回答記述を参照）

カテゴリー	調査項目	横浜市	(川崎市)	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)	1(2,864)		1(592)	1(366)	1(229)	1(182)	1(476)	—	1(136)	1(79)	1(54)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)	1		3(22)	3(25)	3(27)	3(5)	2(14)	—	5(13)※	5(一部の地区)	3(3)
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲 →【地縁型住民自治組織/連合会組織】	6/6		6/6	1/4	2/3	2/6(行政区)	1/4	—	2/6※	2/2	2/4
	Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率/調査時期】	71.4% 2017年4月		54.0% 2018年4月	83.1% 2018年4月	72.4% 2018年4月	83.3% 2018年6月	74.6% 2017年9月	—	75.85% 2018年4月	74.7% 2018年7月	95.7% 2018年4月
(SQ1) 組織加入率で、最も高いものと低いもの →【最高/最低】	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
協議会型住民自治組織	Q4. 協議会型住民自治組織の有無	ある		ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	—
	Q5. 協議会型住民自治組織の名称	区によって異なる		まちづくり会議	地域運営協議会	名称は定めていない (地域により異なる)	大船地域づくり会議	郷土づくり推進会議	地域コミュニティ組織	地区まちぢから協議会 (1地区のみ、まちのちから協議会)	住民自治協議会	—
	Q6. 協議会型住民自治組織の設置単位	4(それぞれ違う)		4(まちづくり区域)	4(支所設置単位)	1	4(行政区)	4(市が設定する13の区域ごと)	1	4(地区自治会連合会区域)	1	—
	Q7. 協議会型住民自治組織の法的性格	6		3	2	6	3	3	4	2	3	—
	Q8. 協議会型住民自治組織の設立目的	1, 2		2	1, 2	1, 2	2	2, 3	1, 2	1~3	2, 3	—
	(SQ1) 目的の達成度	8		3	2	3	5	4	2	2	2	—
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)	—		協議会(まちづくり会議)との懇談会を実施	※	※	—	※	※	※	※	—
	(SQ3) 住民側のメリット	1, 2, 4		4, 6	4	4	4	4, 6	1~4, 6 (福祉施設、学校)	1, 2※, 4	1.2(福祉施設、学校、企業・事業者), 4, 6	—
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ	4(地域によって異なる)		—	—	—	—	—	4※	1~3	1, 3	—
	Q9. 協議会型住民自治組織の権限	5		5	1	5	5	5	6※	3, 6※	1, 3	—
	Q10. 設立状況と団体数 →【設立状況/団体数】	5(把握していない)		1 →22/22	4 →13/20	2 →14/27	3 →2/5	1 →13/13	1 →26/26	5※ →12/13	3 →4/5	—
	Q11. 設立された時期 →【初めて/最後】	—		2010/2010	2011/未定	2010/	2012/	1997/2013	2010/2015	2012/	2014/2022	—
	Q12. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人	17(地域の実情に応じてそれぞれ違う)		1, 4, 5, 18(公民館)	1, 4, 5, 13, 15, 18	1~6, 8~15, 17	12, 14	1~18(公募委員)	1~18(地域住民(自治会未加入者))	1, 4, 5, 9, 18(地区体育振興会、公募委員)	1~6, 9~11, 13~15, 17, 18(テーマ型活動団体、学校)	—
	Q13. 参画している諸団体または個人	18(地域の実情に応じてそれぞれ違う)		1, 4~6, 8~18(公民館)	1~6, 9, 12~15, 18(福祉施設、幼・保、地区観光協会)	1, 3(フラワーボランティア等)~13	1, 2, 4, 5, 9, 10, 15, 18(観光協会、防犯協会)	1, 2, 4, 5, 9, 10, 13~15, 18※	1~13, 15 (青少年健全育成等)	1, 4, 5, 8~11, 13, 15, 18※	1, 2(福祉), 4~6, 9, 10, 13~15, 18(小中学校)	—
	Q14. 活動テーマ	地域ごとに身近な課題をそれぞれ選んでいる		22(各地区・各年度により異なる)	7, 9, 11, 13, 14, 16, 17, 22(地域の活性化、青少年の健全育成など)	2, 7~12	2, 9, 11	2, 3, 7, 9~11, 15	1, 2, 7, 9~16	2, 4, 5, 9, 10, 12~14, 17, 22※	1, 2, 4, 5, 7~12, 14, 16~19, 22(子ども食堂)	—
Q15. 活動資金 →(最も多く用いられているもの)	8(把握していない)		8(自治体予算[消耗品費、会議費等])	2~4	2, 4	7	8(市[事務局である市民センター・公民館]が直接執行)	1, 2, 4, 7 →4	2~5, 7 →4	3, 4	—	
(SQ1) 助成金の対象となる事業 →一括交付金制度の内容	—		—	13→交付金(一律)	14(地域の課題解決に向けた具体的な取組み)	—	—	4, 6~12	14※	4~8	—	
(SQ2) 管理を委託している公的施設	—		—	—	—	—	—	—	1	—	—	
(SQ3) 委託している事務	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(SQ4) 実施している独自事業	—		—	—	—	7(ホームページの広告収入)	—	3, 6, 7(回覧板広告協賛事業)	1, 6, 7(広報活動)	—	—	

※印の回答記述:

Q2【茅ヶ崎市】その他(自治体の地区全体の連合会組織は、協議会型住民自治組織の連合会組織として情報交換・交流を図っています。さらに各地区の連合会組織があります。)

Q2/SQ1【茅ヶ崎市】その他(平成以前の旧市町村単位、自治会連合会区域)

Q8/SQ2【横須賀市】協議会を設立したことにより団体間に新たな連携が生まれ、活動の活発化がなされてきているため。【平塚市】地域によって多少差はあるが、地域活動における課題について、毎年検討し、市からの交付金等を活用して解決に向けた取り組みを行う形が整ってきている。

【藤沢市】市への提言、要望、地域まちづくり事業を実施しており、その取組具合は地域によって差があるため。【小田原市】地域課題の共有と解決策の議論や具体的な事業はされているが地域によって差があるため。

【茅ヶ崎市】自治会をはじめ、各種団体や個人が一堂に会し、顔の見える関係づくり、情報の共有、地域ニーズの把握に努めた協議会の活動を進めています。地区によって差異はありますが、それぞれの地域課題の解決に向けて「地域が実施できること」、「行政がするべきこと」、「地域と行政が一緒になって実施できること」を考え、地域と行政がお互いに協力し合い、自分たちで解決できるものを自分たちで工夫し、解決できる可能性を見出す視点が根付き始めています。地区によっては、課題を解決するための事業実施に結びついてきています。

【逗子市】各地区における問題等について自分ごととして捉え自ら解決できる組織として協議会が機能しているため。

Q8/SQ3【茅ヶ崎市】属性については不明だが、自治会に未加入であった方々が、自治会活動を知ることによって、理解が深まり、自治会の加入につながった事例があった。

Q8/SQ4【小田原市】その他(協議会型住民自治組織への参加の呼びかけ)

Q9【小田原市】その他(地域の取組みに対して負担金を支出し、協働で地域課題に取り組んでいる) 【茅ヶ崎市】その他(当該地域での公共的サービスとして、地域集会所の指定管理を委託し、窓口受付サービス、貸館業務の提供)

Q10【茅ヶ崎市】その他(自治体の区域の一部に設立されており、残りの地区の設立については、地域の意向によって設立)

Q13【藤沢市】その他団体・個人(地区社会体育振興協議会、地区内大学、公募委員) 【茅ヶ崎市】その他団体・個人(防災リーダー、環境指導員、青少年指導員、防犯指導員、地域集会所管理運営委員会、ボランティアセンター、包括支援センター、子ども会、食生活改善推進団体)

Q14【茅ヶ崎市】その他(乳幼児サポート事業、子ども食堂等各地区の課題を解決するための取り組みや事業)

Q15/SQ1【茅ヶ崎市】その他(協議会組織の運営に必要な経費を助成、課題解決に必要な特定事業の実施に関する経費を助成)

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査 (2018年度) 回答一覧 2/4 (横浜市～三浦市_2/2)

カテゴリー	調査項目	横浜市	(川崎市)	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
協議会型住民自治組織	Q16. 活動資金以外の支援	3, 4, 6, 8		6, 7	1	3	1, 7	1, 7	1,3,5~8	1, 4, 6, 7	1, 2, 6, 7	—
	(SQ1) 活動拠点施設 →【活動拠点の種類/施設の提供方法】	—		—	1~3/3	—	2/5	2/5	1~3/2,3	3/1, 2	3,6/1,3,4	—
	(SQ2) 総合的な窓口の設置場所	—		—	—	—	—	—	1	—	—	—
	(SQ3) 地域担当職員 →【地域担当職員数/専任か】	区によって異なる/ 専任でない		1地区1名(地区によっ て複数名)/専任でない	—	—	—	—	3/1(1人8地区・主担 副担含む)	3/2	5/2	—
	(SQ4) 事務局への支援	—		4	1	—	1	4	2	3	3	—
	Q17. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの)	2, 3, 6→2		5	1~4,6→2	1~7 →3	1,4,9(自立した課題解 決) →9	1~4 →3	1~3, 6, 7	1~5, 7 →3	1, 3, 6 →6	—
	Q18. 必要な支援策	1, 4		2	1, 2, 6	1	4	2, 4	1~4, 6	1~3, 6	1, 2, 6	—
	Q19. 全庁体制	4		4	4	4	4	4	1	4	1	—
	Q20. 部門横断的連携	1		4	4	4	4	1	3	2	1	—
	Q21. 地域横断的な学び合い	4		4	4	4	3	4	3	1	1, 3	—
Q22. 発信支援	各区で違いがある		2	2	1	1	1	2	1	2	—	
Q23. 調査の有益度	3		1	2	1	1	2	1	1	2	1	

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査(2018年度) 回答一覧 3/4 (秦野市～大磯町)

カテゴリー	調査項目	秦野市	(厚木市)	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	(南足柄市)	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)	1(240)		1(160)	2	1(59)	1(189)		1(14)	1(28)	1(22)	1(24)
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)	2		5(10/一部地区)	3(7)	1(—)	3(13)		1	1	1	1
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲 →【地縁型住民自治組織/連合会組織】	1/4		6(概ね100世帯以上) 6(連合会ごとに異なる)	—/3	2/5	1/3		3/6(市全域)	1/6(全体)	6(字程度)/ 6(自治体区域全体)	2/6(全体)
	Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率/調査時期】	63.55% 2018年4月		65.17% 2018年10月	79.65% 2018年4月	70.0% 2018年4月	49.6% 2018年5月		73.6% 2018年4月	74.8% 2018年4月	71.0% 2018年7月	—
	(SQ1) 組織加入率で、最も高いものと低いもの →【最高/最低】	85.84/48.35		—	—	100/25.1	—		—	—	—	—
協議会型住民自治組織	Q4. 協議会型住民自治組織の有無	ある		—	—	—	—		—	ある	—	—
	Q5. 協議会型住民自治組織の名称	地区まちづくり協議会		—	—	—	—		—	葉山まちづくり協会	—	—
	Q6. 協議会型住民自治組織の設置単位	2		—	—	—	—		—	4	—	—
	Q7. 協議会型住民自治組織の法的性格	4, 5		—	—	—	—		—	5	—	—
	Q8. 協議会型住民自治組織の設立目的	1~3, 5		—	—	—	—		—	1	—	—
	(SQ1) 目的の達成度	3		—	—	—	—		—	3	—	—
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	(SQ3) 住民側のメリット	1, 3, 4, 6		—	—	—	—		—	1, 2, 4	—	—
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ	—		—	—	—	—		—	1, 3	—	—
	Q9. 協議会型住民自治組織の権限	3		—	—	—	—		—	5	—	—
	Q10. 設立状況と団体数 →【設立状況/団体数】	1		—	—	—	—		—	4	—	—
	Q11. 設立された時期 →【初めて/最後】	1980/2000		—	—	—	—		—	2004/—	—	—
	Q12. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人	1, 4~6, 8~11		—	—	—	—		—	2, 3	—	—
	Q13. 参画している諸団体または個人	1, 4~6, 8~11		—	—	—	—		—	2, 3, 10	—	—
	Q14. 活動テーマ	1~3, 7~11, 13, 14, 16~18		—	—	—	—		—	2, 7, 8, 15, 19	—	—
	Q15. 活動資金 →(最も多く用いられているもの)	2, 4 →4		—	—	—	—		—	1, 2, 6, 7 →6	—	—
	(SQ1) 助成金の対象となる事業 →一括交付金制度の内容	2~4, 6~8		—	—	—	—		—	—	—	—
	(SQ2) 管理を委託している公的施設	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	(SQ3) 委託している事務	—		—	—	—	—		—	5(活動拠点管理等)	—	—
	(SQ4) 実施している独自事業	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	Q16. 活動資金以外の支援	—		—	—	—	—		—	1	—	—
	(SQ1) 活動拠点施設 →【活動拠点の種類/施設の提供方法】	—		—	—	—	—		—	3/2	—	—
	(SQ2) 総合的な窓口の設置場所	—		—	—	—	—		—	—	—	—
(SQ3) 地域担当職員 →【地域担当職員数/専任か】	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
(SQ4) 事務局への支援	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
Q17. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの)	3		—	—	—	—		—	1, 3 →3	—	—	
Q18. 必要な支援策	4		—	—	—	—		—	1	—	—	
Q19. 全庁体制	4		—	—	—	—		—	4	—	—	
Q20. 部門横断的連携	3		—	—	—	—		—	2	—	—	
Q21. 地域横断的な学び合い	1		—	—	—	—		—	4	—	—	
Q22. 発信支援	3		—	—	—	—		—	1	—	—	
Q23. 調査の有益度	3		—	—	—	—		—	2	—	—	

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」に関する調査(2018年度) 回答一覧 4/4 (二宮町～清川村)

カテゴリー	調査項目	二宮町	(中井町)	大井町	(松田町)	山北町	(開成町)	箱根町	真鶴町	湯河原町	愛川町	(清川村)
地縁型住民自治組織	Q1. 自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の有無(団体数)	1(28)		1(19)		1(55)		1(35)	1(1)	1(11)	1(1)	
	Q2. 連合会組織の有無(地区ごとの連合会組織の団体数)	4		5※		2(6)		3(5)	1	1※	1	
	(SQ1) 自治組織及び連合会組織の設置されている範囲 →【地縁型住民自治組織/連合会組織】	2/—		1/3		2/3		1/3	2/6(全町)	6(行政区割りごと) /6(町内全域)	1/6(全体)	
	Q3. 地縁型住民自治組織全体の最新の加入率とその調査時期 →【加入率/調査時期】	80.6% 2018年4月		77% 2018年4月		82.93% 2018年4月		66% 2018年4月	46.12% 2018年4月	71.57% 2018年1月	58.0% 2018年4月	
	(SQ1) 組織加入率で、最も高いものと低いもの →【最高/最低】	91.2/68.1		93/61		—		—	—	89.60/47.37	81.2/40.1	
協議会型住民自治組織	Q4. 協議会型住民自治組織の有無	ある		—		—		ある	—	—	—	
	Q5. 協議会型住民自治組織の名称	条例・要綱なし。モデル事業として実施。		—		—		宮城野地区/仙石原地域総合整備協議会	—	—	—	
	Q6. 協議会型住民自治組織の設置単位	1		—		—		4(地区[域]自治会単位)	—	—	—	
	Q7. 協議会型住民自治組織の法的性格	4		—		—		6(協議会規約)	—	—	—	
	Q8. 協議会型住民自治組織の設立目的	2		—		—		1~3, 5	—	—	—	
	(SQ1) 目的の達成度	3		—		—		3	—	—	—	
	(SQ2) 回答した理由(自由記述)	※		—		—		※	—	—	—	
	(SQ3) 住民側のメリット	—		—		—		4, 6	—	—	—	
	(SQ4) 非会員とのつながりができるきっかけ	—		—		—		—	—	—	—	
	Q9. 協議会型住民自治組織の権限	—		—		—		5	—	—	—	
	Q10. 設立状況と団体数 →【設立状況/団体数】	5※ →1/4		—		—		4	—	—	—	
	Q11. 設立された時期 →【初めて/最後】	2016/—		—		—		—	—	—	—	
	Q12. 参画すべきものとして想定している諸団体または個人	1~5, 9~14		—		—		1,3~5,9~11,13~15	—	—	—	
	Q13. 参画している諸団体または個人	1,2(IT),5,12~14		—		—		1,4,5,10,11,13~15	—	—	—	
	Q14. 活動テーマ	2, 11~13, 15		—		—		1~3,7,11	—	—	—	
	Q15. 活動資金 →(最も多く用いられているもの)	3, 4, 7		—		—		1~3	—	—	—	
	(SQ1) 助成金の対象となる事業 →一括交付金制度の内容	13 →必要経費算定		—		—		—	—	—	—	
	(SQ2) 管理を委託している公的施設	—		—		—		—	—	—	—	
	(SQ3) 委託している事務	—		—		—		—	—	—	—	
	(SQ4) 実施している独自事業	7※		—		—		—	—	—	—	
	Q16. 活動資金以外の支援	1, 7		—		—		2, 5	—	—	—	
	(SQ1) 活動拠点施設 →【活動拠点の種類/施設の提供方法】	3/2		—		—		—	—	—	—	
	(SQ2) 総合的な窓口の設置場所	—		—		—		3	—	—	—	
(SQ3) 地域担当職員 →【地域担当職員数/専任か】	—		—		—		—	—	—	—		
(SQ4) 事務局への支援	2		—		—		—	—	—	—		
Q17. 課題 →(最も大きな課題と感ずるもの)	2		—		—		3, 4	—	—	—		
Q18. 必要な支援策	1, 2		—		—		1	—	—	—		
Q19. 全庁体制	4		—		—		4	—	—	—		
Q20. 部門横断的連携	2		—		—		4	—	—	—		
Q21. 地域横断的な学び合い	3		—		—		4	—	—	—		
Q22. 発信支援	2		—		—		4	—	—	—		
Q23. 調査の有益度	2		—		—		1	—	—	—		

※印の回答記述:

Q2【大井町】その他(正式な連合組織ではなく、慣例的な区域全体の連合組織がある。)【湯河原町】(当町での名称は連合会ではなく連絡協議会です。)

Q8/SQ2【箱根町】地域内の草刈りや樹木の剪定等を行うとともに定期的に会合を開催し、地域内の問題点を議論し生活環境の向上と振興に貢献し成果が得られているため。

Q10【二宮町】その他(自治体の区域の一部に設立されており今後の拡大は未定)

Q15/SQ4【二宮町】その他(そば打ち体験、プログラミング講座、音楽祭の開催、ワークショップ等)